

金沢市発注工事に係る機械設備積算基準の一部改定について

本市における工事の積算基準については、これまで国土交通省と石川県に準拠してきたところであり、今般、国土交通省において、機械設備積算基準の一部改定が行われ、石川県もこれに準拠することを踏まえ、本市においても、機械設備積算基準の一部改定を行います。

1 対象案件

金沢市が発注する機械設備工事
(営繕工事を除く)

2 改定内容

○機械設備工事
・一般管理費等率及び現場管理費率の改定

3 実施時期

平成27年5月1日以降に入札公告を行う工事から実施

4 お問い合わせ先

担当 都市計画課 設計技術管理室
TEL : 076-220-2375 FAX : 076-222-5119
E-mail : gikan@city.kanazawa.lg.jp